

## 人権ほつと四年十二月号

「外国籍の子どもたちの学びの保障」

大阪教育大学 講師

今枝 史雄

1989年の出入国管理及び難民認定法の改正以降、日本に在留する外国人の方が増えるに伴い、小中高等学校段階の外国籍の子どもたちに対する学びの保障が課題となりました。文部科学省の2021年の調査によると、公立の小中高等学校において、日本語の指導が必要な外国籍の子どもたちは4万7627名であり、2018年に行った同様の調査と比べても6,872名増えています。現在こうした外国籍の子どもたちへの支援体制は整っているとは言えない状況です。2022年6月号の「人権ほつと」でも紹介したのですが、読みに困難のある子どもたちは、授業等において、紙の教科書の代わりに、マルチメディアデバイス教科書といった「音声教材」を使う場合があります。外国籍の子どもたちも読みに苦手意識をもつことがあるの

ですが、現在の法律では、「音声教材」を使うことはできません。

筆者はこうした課題を受けて、小学校国語教科書の音声教材化や音声教材を使った日本語指導に携わっています。先ほどの日本語指導が必要な外国籍の子どもたちを母国語別に見てみると、最も多いのはポルトガル語です。そのため、著作権の許諾を受けて、東京書籍小学校国語教科書の30単元について、ブラジルの大学と連携し、日本語とポルトガル語を併記した多言語音声教材を作成しました。多言語音声教材は、共同で研究を行っている立命館大学DAISY研究会(Rits-DAISY)のサイトで登録すれば使うことができます (<https://rits-daisy.com/>)。また、日本語指導についても読みに困難のある子どもたちがよく利用するカタカナ練習用アプリなどを使って、日常生活で使う言葉を練習しています。今後は、個人、学校の努力だけにならないよう、外国籍の子どもたちの学びに関わる法律が整備されることが望まれます。